

## 教員養成大学・学部の沿革(戦後の主要事項)

参考資料2  
教員養成のフラッグシップ大学検討  
ワーキンググループ(第1回)  
R1.5.23

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
S22 「教育基本法」「学校教育法」公布	(戦後教育環境の悪化、教員需要の急激な増大 教員の不足、無資格教員の悩み等が深刻化)		終戦時の教員養成機関 師範学校56、高等師範及び 女子高等師範7、青年師範学校47
S22 教育刷新委員会建議 「教員養成に関すること」	教員養成は大学教育により行うものとし、教員養成を主とする大学・学部のほか、国・公・私立のいずれかの大学においてもできることとする。		
S23 新制国立大学実施要綱 「国立大学設置の11原則」	国立大学は、特別の地域(人口300万以上の地域)を除き1府県1大学とすること、各都道府県には必ず教養及び教職に関する学部若しくは部を置くこと		
S24 「教育職員免許法」制定 S24 「国立学校設置法」公布	教職の専門性の保証、「大学における教員養成」の原則 開放制の原則	S24 学芸大学7、学芸学部19、教育学部20 高等師範等は、東京教育、名古屋、金沢 広島、お茶の水、奈良 女子へ 大阪を除く旧帝大学に 教育学部 2年課程も設置  S27 音楽・美術工芸・書道等の特別教科教員養成課程設置	
S28 「教育職員免許法」改正	課程認定制度発足		S31現在 教員在籍数68万4千 大学卒13万2千(19%) 4年制11万中6万8千が教員養成学部出身

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
S33 中央教育審議会答申 「教員養成制度の改善 方策について」	各都道府県に教員養成を目的とする教育大学・教育学部を設ける。中学校教員の養成は、より広い地域で。公立小学校の大部分、公立中学校教員の一定数を養成一般大学については加重の養成要件等を提言		
S33 ～35 学習指導要領の改訂	道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等		
S37 教育職員養成審議会 建議「教員養成制度の 改善について」	教員養成大学・学部と一般大学との養成カリキュラム等の区別を設けないが、前者が需給計画の策定と必要数の確保に責任を負う。試補制度の導入を提言  (幼稚園就園率の上昇) (第一次ベビーブーム以降の児童生徒数の急減から 増加期への転換) (第二次ベビーブーム、教職員配置改善計画等)	S38 2年課程の4年課程への振替終了  S40 東北大学教育学部から宮城教育大学分離 S41 学芸学部を教育学部へ改組 (秋田、大阪学芸はS42に改組) 幼稚園教員養成課程の設置	S38の教員養成課程の入学定員は、15,445人。 教員養成大学・学部から公立小学校教員について9割、中学校において6割を供給する想定で、盲・聾・養護・幼稚園の増を加味し、全体で14,645人に削減  S41年度愛知教育大学等6大学で380人の定員増 東京学芸大学に大学院修士課程設置
S43 ～45 学習指導要領の改訂	時代の進展に対応した教育内容の導入等		

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
S44 教育職員養成審議会建議 「国立の教員養成大学・学部の附属学校のあり方について」			
S46 中央教育審議会答申 「教育改革のための基本的施策」	教員の再教育を目的とする新しい構想による大学院の創設を提言  (第二次ベビーブーム以降の児童生徒数の減少期)	S53 上越教育大学、兵庫教育大学の設置 S56 鳴門教育大学の設置	S45年から10年間にわたり小学校教員養成課程の増員(2,000人)
S52 ~53 学習指導要領の改訂	各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る		
S61 臨時行政改革推進審議会最終答申	教員養成学部等の入学定員について速やかな見直しを行うべき旨の指摘		
S61 国立教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議報告	教育学部の中に教員以外の職業分野への進出を想定した課程等(いわゆる新課程)の設置を進める	S62 愛知教育大学、山梨大学の各教育学部に総合科学課程設置	
S63 「教育職員免許法」改正	専修免許状の創設、免許状授与に必要な専門教育科目の単位数の引き上げ等	S63 大阪教育大学教育学部に教養学科設置	

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
H1 学習指導要領の改訂	生活科の新設、道徳教育の充実	H5 神戸大学教育学部を発達科学部(一般学部)に改組 H8 佐賀大学教育学部を文化教育学部に改組 以後H11年度までに9大学で新たな学部に改組 H8 東京学芸大学と兵庫教育大学に連合大学院方式で博士課程を設置	H8高知大学への設置により全教員養成大学に大学院修士課程を整備
H9 教育職員養成審議会 (第一次答申) 「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」	教職に関する科目の修得単位数の充実等を提言		S62～H9の11年間で、教員養成課程の入学定員が5,585人減の一方、新課程の入学定員は3,920人に
H10 「教育職員免許法」改正  教育職員養成審議会 (第二次答申) 「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方について」	教職に関する科目の修得単位数の充実等  修士課程における現職教員の再教育の推進を提言		H10年度より12年度までに教員就職率の減少にともない入学定員を5,000人削減
H10～11 学習指導要領の改訂	教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設		
H11 教育職員養成審議会 (第三次答申) 「養成と採用・研修との連携の円滑化について」	大学(養成・研修)と教育委員会(採用・研修)の連携強化を提言		

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
H13 国立の教員養成系大学・学部の在り方にに関する懇談会「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」	今後の教員養成学部の果たすべき役割や組織・体制の在り方等について提言		
H15 学習指導要領の一部改正	学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導等を追加		
H16 国立大学の法人化		H16 鳥取大学教育学部を地域学部(一般学部)に改組。教員養成は島根大学が担当	国立大学法人 第1期中期目標期間(H16~H21)
H16 「学校教育法」改正	栄養教諭制度・免許状の創設	H16 島根大学が新課程を廃止以降H28年度までに31大学で新課程の廃止・縮減	
H17 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」	教員養成を担当する大学教員の確保や資質向上を含め、より良い教員養成の在り方について今後とも検討していく必要な提言	H17 山形大学教育学部を地域教育文化学部(一般学部)に改組	一般学部となった大学(H5~H18) ・神戸大学発達科学部 ・鳥取大学地域学部 ・山形大学地域教育文化学部 ・福島大学人文社会学群(人間発達文化学類) ・富山大学人間発達科学部
H17 教員養成系学部等の入学定員の在り方にに関する調査研究協力者会議「教員分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針の取扱いについて」	一部地域における教員需要の急速な高まり等に対応するため教員分野に係る大学・学部等の設置又は収容定員増の抑制方針の撤廃を提言	以降H18年度までに2大学で教育学部から一般学部に改組	
H18 中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」	教職課程の質的水準の向上、教職大学院制度の創設、教員免許更新制の導入等を提言		H18 3大学が新課程を廃止
H18 「学校教育法」改正	特別支援学校教員免許状の創設		

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
H19 「教育職員免許法」改正	教員免許更新制の創設等		H19 1大学が新課程を廃止
H19 「学校教育法」改正	副校長、主幹教諭、指導教諭制度の創設		
H19 「専門職大学院設置基準」等 改正	教職大学院制度の創設		
H20 ～21 学習指導要領の改訂	授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入	H20 北海道教育大学、宮城 教育大学、群馬大学、 東京学芸大学、上越教育 大学、福井大学、岐阜 大学、愛知教育大学、 京都教育大学、兵庫教育 大学、奈良教育大学、 岡山大学、鳴門教育大学、 長崎大学、宮崎大学、 創価大学、玉川大学、 早稲田大学、常葉大学の 19大学が教職大学院を 設置	H20 2大学が新課程を廃止
H21 文部科学大臣通知 「国立大学法人等の組織及び 業務全般の見直しについて」	国立大学法人の第1期中期目標期間終了時における組織 及び業務全般の見直し →教員養成系学部においては、教員採用数の動向も踏まえ、 入学定員や組織等を見直すよう努めることとする	H21 山形大学、静岡大学、 福岡教育大学、聖徳大学、 帝京大学の5大学が 教職大学院を設置  H22 山梨大学が教職大学院を 設置	国立大学法人 第2期中期目標期間 (H22～H27)
H24 中央教育審議会答申 「教職生活の全体を通じた 教員の資質能力の総合的な 向上方策について」	「学び続ける教員像」の確立、教職大学院の質と量の充実、 教育委員会と大学との連携・協働による現職研修の充実等 を提言	H24 静岡大学と愛知教育 大学が共同教育課程 で博士後期課程を開設	H23 1大学が新課程を廃止  H24 1大学が新課程を廃止

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
H25 ミッションの再定義 個別大学のミッション公表	第3期中期目標期間に向け、変化する社会状況を踏まえた 国立大学の役割を改めて認識 →教員養成大学・学部について、今後の人口動態・ 教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等 教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る (小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、 いわゆる新課程の廃止等)		国立大学改革における改革加速期間 (H25～H27)
H25 教員の資質能力向上に係る 当面の改善方策の実施に 向けた協力者会議 「大学院段階の教員養成の 改革と充実等について」	国立の教員養成系修士課程は原則として教職大学院に 段階的に移行		H26 3大学が新課程を廃止・改組
H27 中央教育審議会答申 「これからの中学校教育を担う 教員の資質能力の向上に ついて」	教員の養成・採用・研修を通じた一体的制度改革、 新たな教育課題への対応、「教科に関する科目」と 「教職に関する科目」等の科目区分の撤廃等を提言	H27 宇都宮大学、大阪教育大 学の2大学が教職大学院 を設置	H27 4大学が新課程を廃止・改組
H27 中央教育審議会答申 「チームとしての学校の在り方 と今後の改善方策について」	専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント 機能の強化等を提言		
H27 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生 の実現に向けた学校と地域の 連携・協働の在り方について」	コミュニティ・スクールの推進、「地域学校協働活動」の 推進等を提言		

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
H28 中央教育審議会答申 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」	よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現について提言	H28 岩手大学、秋田大学、茨城大学、埼玉大学、千葉大学、新潟大学、富山大学、金沢大学、信州大学、和歌山大学、島根大学、広島大学、山口大学、香川大学、愛媛大学、佐賀大学、大分大学、琉球大学の18大学が教職大学院を設置	国立大学法人 第3期中期目標期間(H28~H33) H28 15大学が新課程を廃止
H29 学習指導要領改訂 (幼稚園・小学校・中学校)	子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視	H29 弘前大学、福島大学、横浜国立大学、三重大学、滋賀大学、鹿児島大学、立命館大学の7大学が教職大学院を設置	H29 6大学が新課程を廃止
H29 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告 「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」	国立教員養成大学・学部等が限られた資源の中で、エビデンスに基づいて教員養成機能を着実に高め、我が国の学校教育全体の質の向上をリードすることや、予算、人材、一定の規模と効率性の確保による機能強化について、各大学が、第3期中期目標期間中(平成33年度まで)に一定の結論をまとめることについて提言。		
H30 学習指導要領改訂(高等学校)	子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視	H30 高知大学が教職大学院を設置	H30 1大学が新課程を廃止
H30 第3期教育振興基本計画	養成段階について、外国語教育、道徳教育などの充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、特別支援教育の推進等に対応した教員養成への転換や、学校インターンシップの導入、教職大学院の充実等を一層推進		
H30 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)	学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討等について提言		

教育制度・教員養成制度 ・大学改革の変遷	教員養成をめぐる状況と教員養成機関整備の考え方	教員養成機関の状況	備 考
H31～ 新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)	これから時代に応じた教師在り方や育環境整備等について検討中		